

所沢市観光協会ホームページブログサポーター制度実施規約

(目的)

第1条 この規約は、市内観光情報提供事業の一環として、所沢市観光協会（以下「観光協会」という。）が運営するホームページ上のブログ（以下「ブログ」という。）を通じて、観光情報の提供をしていただく方（以下「ブログサポーター」という。）を登録することにより、観光情報の充実を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 ブログサポーターは、自主性に基づく活動により、ホームページを通じた所沢市の観光情報に関して、次の各号に定める事項についてブログに掲載することを役割とする。

- (1) 所沢の歴史、史跡等に関すること
- (2) 所沢の施設等に関すること
- (3) 所沢で開催される催し物、祭典、民俗行事等に関すること
- (4) 所沢の自然に関すること
- (5) 所沢で製造、加工、販売されているものに関すること
- (6) 観光協会の観光宣伝に関すること
- (7) その他所沢の観光振興に寄与するもの

(登録)

第3条 ブログサポーターとして登録を希望する者は、観光協会ホームページ上のブログサポーター応募画面により手続きをするものとする。

2 観光協会は、登録が完了したブログサポーターに対して、IDとパスワードを指定された電子メールアドレスに送信するものとする。

(禁止事項等)

第4条 ブログサポーターは次の各号に該当する行為またはそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法律、条例その他の法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のサポーター、観光協会、または第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他のサポーター、観光協会、または第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 他のサポーター、観光協会、または第三者に不利益を与える行為
- (6) 選挙運動、もしくはこれに類似する行為または公職選挙法などの法令に違反する行為
- (7) 本制度の運営を妨害する行為
- (8) 虚偽の登録または情報を提供すること
- (9) 同一人物による重複登録、または、なりすまし登録を行うこと

(10) その他、観光協会が不相当と判断する行為

2 前項に掲げる内容と判断される情報がブログに掲載された場合には、観光協会はその情報をブログ上から削除することができる。

(登録の抹消)

第5条 ブログサポーターが、次の各号のいずれかに該当するときは、サポーターの登録を抹消する。

(1) 登録抹消の申し出があったとき

(2) 本規約のいずれかに違反したとき

(3) ブログへの掲載行為が1年以上なく、電子メールの送付が不達の状態にあるとき

(費用負担)

第6条 ブログサポーターがブログ掲載時に利用する機器に関する経費やインターネットへの接続に要する通信費等は、すべて当該サポーターが負担するものとする。

(ブログ掲載内容の二次的利用)

第7条 ブログサポーターは、ブログに掲載した文章及び写真等の内容について、観光協会がその内容を自由に選択、修正及び編集し、これらを二次的に利用することについて承諾したものとする。

(賠償責任)

第8条 第4条の行為に起因して観光協会または第三者に損害が生じた場合、ブログサポーターは登録抹消後であっても、当該損害を賠償する責めを負う場合がある。なお、この場合観光協会は損害を被った第三者に対し一切責任を負わないものとする。

(免責)

第9条 ブログサポーターとして活動したことによりブログサポーターが何らかの損害を受けた場合、システムトラブル等によりブログが受け付けられなかった場合及びデータの消失その他の不具合が発生した場合、観光協会は一切責任を負わないものとする。

(個人情報の利用目的)

第10条 ブログサポーターが開示した個人情報は、次の各号に定める目的のために利用する。

(1) ブログ内容に関して問い合わせをすること

(2) 観光協会運営の施策に反映及び企画向上のための集計・分析等に用いること

(3) 観光協会及び観光に関する情報を提供するために、電子メールの送信等により案内すること

(内容の変更並びに停止及び廃止)

第11条 観光協会は、予告なしに本制度の内容の一部若しくは全部を変更し、または本制度の一部若しくは全部を停止及び廃止する場合がある。

なお、観光協会が変更または停止及び廃止を行った場合、当該内容を観光協会のホームページ上に掲示することにより、ブログサポーターに対し当該内容の通知を行ったものとする。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年7月22日から施行する。